

## 「測量行政に関する行政評価・監視」

〈評価・監視結果に基づく通知〉

この「行政評価・監視」は、行政運営全般を対象に、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、その改善を推進するもので、九州管区行政評価局が企画・調査したものです。

平成16年4月

### 総務省 九州管区行政評価局

所在地：福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：092-431-7081（代）

FAX：092-431-8592

# 測量行政に関する行政評価・監視結果

総務省 九州管区行政評価局  
局長：田代喜啓

## 第1 実施の目的

- 国土地理院九州地方測量部は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）等に基づき業務を実施。
  - ・ 基本測量の実施、測量標（国家基準点：三角点、水準点等）の維持管理
  - ・ 測量計画機関（公費により公共測量を実施する機関。大部分は国、地方公共団体等。）が実施する公共測量の指導及び調整
  - ・ 地理情報システム（GIS）の整備・普及等
- この行政評価・監視は、測量行政の効率的及び適正な運営を確保する観点から測量標の維持管理状況、公共測量に対する指導・調整の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

## 第2 実施時期等

- 1 実施時期：平成15年12月～16年3月
- 2 対象機関：（測量法所管機関）国土地理院九州地方測量部  
（測量計画機関19）国の出先機関(6)、県の出先機関(8)、市(5)  
（関係団体等） 測量関係団体等

## 第3 調査担当局所

九州管区行政評価局、長崎行政評価事務所、鹿児島行政評価事務所

## 第4 通知年月日等

- 1 調査結果通知日：平成16年4月15日（木）
- 2 調査結果通知先：国土地理院九州地方測量部

## 第5 調査結果の概要

別紙のとおり。

### 【問合わせ先】

九州管区行政評価局  
第一部第1評価監視官（嶋田）  
TEL：092-431-7081（代）

## 調査結果の概要

### 1 測量標の維持管理

#### 〔制度の概要〕

- ・ 測量標（三角点、水準点等）は、国土地理院が実施する**基本測量**や国、地方公共団体等（測量計画機関）が実施する**公共測量**のための必要な標識（注）。
- ・ 何人も、測量標を移転、き損等によりその効用を害してはならない（法第22条）。
- ・ 九州地方測量部では、「基準点維持管理に関する規程」（平成4年3月本院制定、以下「規程」という。）に基づき、①測量標の現地調査、②現況情報報告、③再測量等により測量標の維持管理等を実施。
- ・ 国土地理院（九州地方測量部）は、インターネットで測量標の位置等を「点の記」、「三角点（水準点）情報表示」（以下「点の記等」という。）により一般に情報公開。
- ・ 「規程」では、地方測量部は、測量標の維持管理の円滑化を図るため、①地方公共団体における測量行政に関する窓口の一元化について協力を依頼、②連絡調整を円滑に行うため窓口に係わる台帳を備える等と規定。

（注）九州地方測量部管内に17,226点(全国124,483点。15.3.31現在) ⇒資料1-(1)-7、イ参照

#### 〔調査結果〕

##### (1) 維持管理の適正化

九州管区行政評価局、長崎行政評価事務所及び鹿児島行政評価事務所（以下「九州管区局等」という。）が都市部及びその周辺部（7市9町）に所在する測量標595点中、その約20%に当たる113点（福岡県内53、長崎県内、鹿児島県内各30点）を調査した結果、亡失等の異常点が16点（14.2%）。

① 亡失	11点
② 不明	1点
③ 傾斜等	4点

- \* 亡失・不明12点のうち、特定はできないが県市町村等の公共工事等によるとみられるもの7点（58.3%）
- \* 亡失等の異常が、公共事業に影響（費用増加等）を与えた例有り。 ⇒資料1-(1)-①～④参照

##### (2) 点の記等の整備

(1) の測量標113点に係る「点の記等」の記載内容を調査した結果、記載が不適切なもの21点（18.6%、延べ25点）。

- ① 点の記の要図の基準点と参照点の位置関係が現地と異なっているもの8点
- ② 点の記の測量標の所在地を表す市町村名等が旧市町村名のままとなっているもの17点

⇒資料1-(2)-①、②参照

##### (3) 地方公共団体との連携

九州地方測量部は、地籍調査担当窓口等個々の窓口は把握しているが、一元化された測量行政に関する地方公共団体の窓口を十分把握・調整していない。

#### 〔改善所見の要旨〕

九州地方測量部は、測量標が公共測量等に必要な重要かつ基本的な標識であることから、その適切な維持管理を図るため、次の措置を講じること。

- ① 地方公共団体における測量行政に関する窓口の一元化について協力を依頼するとともに、窓口台帳を整備し、会議の開催等により継続的な連絡調整を行ない、効果的な測量標の管理の徹底を図ること。
- ② 異常が確認された測量標については、原因の把握に努め、原因者が特定された場合は、書面指導など必要な措置を講じ、再設、廃点等手続きを速やかにとること。また、亡失の原因の多くが公共工事によるとみられることから地方公共団体等を通じて、公共工事実施機関に対し、測量標の重要性等について周知、徹底を図ること。
- ③ 測量標の現況については、例えば、インターネット等で一般からの情報提供を求めるな

ど、広く情報収集に努め、点の記等の整備に利用すること。点の記等において、現況と異なっていることが確認されたものから速やかに修正すること。

## 2 公共測量の適正な実施

### 〔制度の概要〕

- ・ 測量計画機関の義務。
  - ① 公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ計画書を国土地理院の長に提出し、技術的な助言を求める（法第36条）。
  - ② 測量標を使用する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要（法第26条）。
  - ③ 公共測量の成果を得たときは、遅滞なくその写を国土地理院の長に提出する義務（法第40条）。

（注）①～③の国土地理院の長の権限は、地方測量部長等に委任。

⇒図1参照

- ・ 九州地方測量部は、国家基準点（三角点、水準点等）に加えて、公共測量機関が設置した公共基準点（基準点、水準点）についても、インターネットでの情報公開を開始（16年3月）。

### 〔調査結果〕

- (1) 計画書の提出が不十分（対象期間：平成12年4月～15年9月、一部12月）  
測量計画機関19機関が実施した公共測量に該当すると思われるもの269件中、計画書の未提出は161件（59.9%）  
⇒資料2－(1)参照

- (2) 測量標の使用承認申請が不十分（同）  
測量計画機関13機関で、測量標の使用承認申請書未提出は91件中、49件（53.8%）

⇒資料2－(2)参照

- (3) 公共測量成果の提出漏れ（同）  
測量計画機関19機関で、計画書を提出した公共測量のうち終了した92件中、測量成果未提出は11件（12.0%）、遅延は5件（5.4%）  
⇒資料2－(3)参照

### 【改善所見の要旨】

九州地方測量部は、測量法に基づく手続きが励行されるよう、次の措置を講じること。

- ① 国の出先機関、県及び市町村等の測量計画機関等を対象とした説明会等を計画的に開催するなどして、計画書の提出等の周知に努めること。
- ② 測量計画機関に対して、測量法の所管窓口を設置するよう協力を依頼するとともに計画書の提出等を励行するよう文書により、周知を図ること。
- ③ 計画書が提出されていながら測量成果が提出されていないものを的確に把握して、未提出のものについては、当該測量計画機関に対して督促を書面で行う等成果の提出の徹底を図ること。

## 3 公共測量成果の審査事務の促進

### 〔制度の概要〕

- ・ 測量部は、測量成果の送付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知する義務（法第41条第1項）。
- ・ 測量部は、同審査の結果、当該測量成果が十分な精度を有すると認める場合は、意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域等を公表の義務（法第41条第2項）。
- ・ 測量部では、計画書に対する助言書のなかで、精度の確保等を図ることを目的として、検定機関で測量成果の検定を受けるよう助言。

### 〔調査結果〕

九州地方測量部における公共測量成果の審査事務が遅延。

- (1) 平成14年度に審査した全測量成果304件中、受付後審査書を発送するまでに6か月以上を要しているもの78件 (25.7%)。 ⇒資料3-(1)参照

〔参考〕 測量計画機関19機関が、12年4月から15年9月(一部は12月)までに提出した測量成果81件中、審査に6か月以上を要しているもの30件 (37.0%)。

⇒資料3-(2)参照

- (2) 78件中、検定機関の適正である旨の検定証明書が添付されているにもかかわらず、6か月以上を要しているもの25件 (32.1%) ⇒資料3-(1)参照

- (3) 九州地方測量部が測量計画機関に助言を行った407件中、304件は検定機関による検定受検を助言。このうち、助言に従い受検したものは145件 (47.3%)。

### 【改善所見の要旨】

九州地方測量部は、公共測量の成果を管理しその公開を推進するため、測量精度の確保等を図り、測量成果の審査事務の処理期間の短縮を図る観点から、次の措置を講じること。

- ① 測量計画機関に対し、測量成果の検定機関での受検について、引き続き必要な助言を行うとともに、提出された測量成果の審査期間の短縮を図ること。
- ② 現在滞留している審査案件に関しては、処理の促進を図ること。

# 「測量行政に関する行政評価・監視」

〈評価・監視結果に基づく通知〉

## 【資料編】

平成16年4月

### 総務省 九州管区行政評価局

所在地：福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：092-431-7081（代）

FAX：092-431-8592

# 資料編 目次

	頁
資料 1-(1)-ア 測量標（国家基準点）の設置点数〔九州〕 .....	1
資料 1-(1)-イ 測量標（国家基準点）の設置点数〔全国〕 .....	2
資料 1-(1)-① 測量標の調査対象実施地区一覧 .....	3
資料 1-(1)-② 測量標の現地調査結果 .....	3
資料 1-(1)-③ 測量標の現地調査結果（異常分：亡失・不明 12 点、傾斜等 4 点） .....	4
資料 1-(1)-④ 国家基準点の異常により公共測量の実施に影響が生じた事例 .....	5
資料 1-(2)-① 「点の記」等の記載が現況と一致していない事例等 .....	6
資料 1-(2)-② 「点の記」において測量標の所在地が旧市町村名のみとなっている事例 .....	6
図 1 公共測量の手続き .....	7
資料 2-(1) 測量計画機関別の計画書提出状況（平成 12.4～15.9） .....	8
資料 2-(2) 測量標の使用承認申請書の提出状況 .....	9
資料 2-(3) 測量機関別の測量成果の提出状況（平成 12.4～15.9） .....	10
資料 3-(1) 九州地方測量部における測量成果の審査状況（平成 14 年度） .....	11
資料 3-(2) 九州地方測量部における測量成果の審査状況（平成 12.4～15.9） .....	11

## 資料 1-(1)-ア

測量標（国家基準点）の設置点数〔九州〕（単位：点）

区 分	三 角 点				水 準 点			電 子 基 準 点	合 計
	一 等	二 等	三 等	四 等	基 準	一 等	二 等		
福岡県	21	63	481	1,253	1	251	79	16	2,165
佐賀県	9	32	240	748	1	87	35	7	1,159
長崎県	21	100	531	1,146	0	159	152	22	2,131
熊本県	14	104	698	1,724	1	266	54	24	2,885
大分県	14	87	627	1,483	1	294	7	22	2,535
宮崎県	14	96	716	1,472	2	271	70	23	2,664
鹿児島県	54	125	693	2,350	1	286	133	45	3,687
合 計	147	607	3,986	10,176	7	1,614	530	159	17,226

(注) 1 九州地方測量部資料（平成 15 年 3 月 31 日現在）に基づき作成した。

2 網掛けは、測量標の現地調査の対象とした県を示す。

## 資料 1-(1)-イ

## 測量標（国家基準点）の設置点数〔全国〕

（単位：点）

区 分	三 角 点				水 準 点			電 子 基準点	合 計
	一等	二等	三等	四等	基準	一等	二等		
北海道	224	931	3,806	8,658	12	2,648	395	167	16,841
東北	143	927	6,939	13,184	10	2,752	470	174	24,599
関東	135	728	4,935	6,526	11	1,716	620	176	14,847
北陸	59	347	2,593	3,746	7	1,048	419	79	8,298
中部	54	415	2,725	3,970	7	1,202	759	141	9,273
近畿	65	363	2,521	4,800	11	1,230	327	106	9,423
中国	71	448	3,152	8,057	7	1,849	782	96	14,462
四国	53	283	1,946	4,653	6	1,017	154	77	8,189
九州	147	607	3,986	10,176	7	1,614	530	159	17,226
沖縄	21	7	96	787	2	274	113	25	1,325
合計	972	5,056	32,699	64,557	80	15,350	4,569	1,200	124,483

（注）九州地方測量部資料（平成 15 年 3 月 31 日現在）に基づき作成した。

資料 1 - (1) - ①

測量標の調査対象実施地区一覧

(単位：点、%)

局所別 区分	九州管区局	長崎事務所	鹿児島事務所	合計
対象地区 (都市部及びその 周辺市町)	福岡市、春日市、大野城市、 前原市、糟屋郡宇美町、篠栗 町、志免町、須恵町、粕屋町、 糸島郡志摩町 〔4市6町〕	諫早市、大村市 〔2市〕	国分市、姶良郡姶良 町、加治木町、隼人町 〔1市3町〕	〔7市9町〕
上記市町内に所 在する測量標の 総点数	287	156	152	595
抽出調査した測 量標の点数 (抽出率)	53 (18.5)	30 (19.2)	30 (19.7)	113 (19.0)

(注) 1 上記市町村内に所在する測量標の総点数は、九州地方測量部資料（平成15年3月31日現在）による。

2 九州管区局等の調査結果等に基づき作成した。

資料 1 - (1) - ②

測量標の現地調査結果

(単位：点、%)

区分		合計						
		調査点数	異常点数					
			亡失	不明	傾斜	埋没	露出	計
三角点	一等三角点	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	二等三角点	3 (100)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	三等三角点	24 (100)	1 (4.2)	0 (-)	1 (4.2)	0 (-)	0 (-)	2 (8.4)
	四等三角点	50 (100)	6 (12.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	10 (20.0)
水準点	一等水準点	25 (100)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	二等水準点	5 (100)	2 (40.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (40.0)
	道路水準点	3 (100)	2 (66.7)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (66.7)
電子基準点		3 (100)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
合計		113 (100)	11 (9.7)	1 (0.9)	2 (1.8)	1 (0.9)	1 (0.9)	16 (14.2)

(注) 九州管区局等の調査（測量標の現地調査）結果に基づき作成した。

資料 1 - (1) - ③

測量標の現地調査結果(異常分：亡失・不明 12 点、傾斜等 4 点)

No.	等級	基準点名称	基準点所在地	調査結果	想定される亡失等の原因等	原因者
1	三等三角点	中山	福岡市早良区	亡失	農協建物の移転により、建物屋上にあった標石が亡失している。(過去にも亡失、再設)	農協
2	四等三角点	西沖	福岡県前原市	亡失	公民館(農業者研修施設)の改築に伴い、土地を掘削して掘り下げており、亡失している。	公共機関
3	四等三角点	辺田	福岡県志摩町	亡失	県道の道路改良工事中、標石があったとみられる場所は掘削されており、亡失している。	公共機関
4	四等三角点	小金丸	福岡県志摩町	亡失	個人の掘削、開墾により、畑が耕作されており、標石は亡失している。	個人
5	四等三角点	本川	鹿児島県国分市	亡失	校舎屋上の防水加工工事(防水シート敷設)のため。	公共機関
6	四等三角点	平松	鹿児島県始良町	亡失	道路用地内ではあるが、原因不明。	不明
7	四等三角点	菅原	鹿児島県始良町	亡失	民間業者による宅地造成のため。	民間業者
8	道路水準点	3-068	福岡市東区	亡失	市管理の国道であり、歩道の改良の舗装工事により亡失している。	公共機関
9	道路水準点	3-081	福岡市博多区	亡失	現況報告により亡失の報告あり。	不明
10	二等水準点	87-017-006	鹿児島県加治木町	亡失	道路拡幅のため(県道 55 号線)。水準点の設置箇所付近は上り坂となっており、登坂車線が設置されている。	公共機関
11	二等水準点	87-017-001	鹿児島県加治木町	亡失	歩道拡幅のため(県道 55 号線)。「水準点情報表示」に要移転(2002/10/28)と記載がある。九州測量部は、現場で工事が行われるという情報を入手していたが、移転請求手続きが行われず、工事を実施された可能性が高い。	公共機関
12	四等三角点	新開	福岡市西区	不明	橋桁の上にアスファルトが 10cm の厚さで盛り上がり、金属標が所在不明である。	公共機関
13	三等三角点	朝日	鹿児島県隼人町	傾斜	ゴルフ場建設のため。	民間業者
14	四等三角点	並木	鹿児島県始良町	傾斜	設置箇所である土手の土地形状の自然的変化のため。	不明
15	四等三角点	黒丸	長崎県大村市	埋没	標石の上に設置されていた蓋がはずれ、土砂が 10cm 程度堆積しているため、設置場所を特定できない状況にあった。	不明
16	四等三角点	姪浜	福岡市西区	露出	平坦地にもかかわらず、柱石が露出し、少しぐらついている。	不明

(注) 1 九州管区局等の調査結果に基づき作成した。

2 「想定される亡失等の原因等」及び「原因者」は、九州管区局等が想定したものである。

資料 1 - (1) - ④ 国家基準点の異常により公共測量の実施に影響が生じた事例

事例区分	事業名等		左 の 概 要
1 測量標の 亡失により 費用が増加 した事例	事業名 測量計画機関 測量標の亡失  測量期間 当初事業費 (a) 実際の事業費 (b) a - b = 472,500 円 (c)		1/2500DM平面図用航空写真撮影業務 整備局出先機関 使用予定の三角点 (四等三角点 1 点) が亡失 平成 15 年 2 月 26 日～15 年 3 月 31 日 4,672,500 円 5,145,000 円 事業費の額の増加は事業内容の変更 (標定点の 4 点増設) によるものであるが、うち三角点の亡失による費用の増加は約 9 万円である。
	影響の概要		使用予定の国家三角点 53 点のうち 1 点が亡失していたことから、代替りの標定点 1 点を設置するための費用の約 9 万円が当初の事業費より増加しているもの。
2 測量標の 成果異常そ 他の要因 により、当 初計画した 作業工程を 中断し、工 期の延長が 生じた事例	事例①	事業名 測量計画機関 測量標の成果異常 当初の工期 工程の中断期間 実施計画書の提出 実際の工期	距離標観測 (その 1) 業務 整備局出先機関 使用予定の二等水準点 4 点のうち 2 点 平成 14 年 7 月 27 日～14 年 12 月 19 日 平成 14 年 8 月 16 日～同年 12 月 20 日 平成 15 年 1 月 15 日 平成 14 年 7 月 27 日～15 年 3 月 30 日
		影響の概要	使用予定の二等水準点の成果に異常がみられたことなどから、測量方法を再検討するため、当初計画の作業工程を中断し、公共測量実施計画書の提出がずれこみ、測量の工期の延長が生じたもの。
	事例②	事業名 測量計画機関 測量標の成果異常 当初の工期 工程の中断期間 実施計画書の提出 実際の工期	距離標観測 (その 2) 業務 整備局出先機関 使用予定の二等水準点 (点数は不明) 平成 14 年 7 月 27 日～14 年 12 月 20 日 平成 14 年 9 月 11 日～同年 12 月 20 日 平成 15 年 1 月 15 日 平成 14 年 7 月 27 日～15 年 3 月 31 日
		影響の概要	同 上
	事例③	事業名 測量計画機関 測量標の成果異常 当初の工期 工程の中断期間 実施計画書の提出 実際の工期	距離標観測業務 整備局出先機関 使用予定の二等水準点 2 点 平成 14 年 7 月 27 日～14 年 12 月 20 日 平成 14 年 9 月 11 日～同年 12 月 20 日 平成 15 年 1 月 15 日 平成 14 年 7 月 27 日～15 年 3 月 31 日
		影響の概要	同 上

(注) 1 九州管区局等の調査結果に基づき作成した。

2 2-①、2-②の事例の「工程の中断期間」は、作業(業務計画)では、一月を上・中・下旬に 3 区分し、期間を実線で明示しており明確な日付が記載されていないため、実線の位置で推定したものである。

資料 1-(2)-①

「点の記」等の記載が現況と一致していない事例等

番号	等級	名称	所在地	地目	現況	「点の記」の要図と現況が異なる事例等の内容
1	四等三角点	古田	福岡市西区	山林	正常	「点の記」の要図中、地蔵等の位置関係が誤記
2	四等三角点	宝山	福岡市早良区	山林	正常	「点の記」の要図中、方位が誤記
3	四等三角点	瑞梅寺	福岡県前原市	山林	正常	「点の記」の要図中、樹木との距離が誤記
4	四等三角点	黒丸	長崎県大村市	道路	埋没	「点の記」の要図中、標石の位置が特定できない。
5	四等三角点	木田	鹿児島県始良郡加治木町	宅地	正常	「点の記」の測量標は中学校の屋上と記載 同中学校は移転し、当該建物は役場として利用しており、現状と異なっている。
6	四等三角点	並木	鹿児島県始良郡始良町	山林	傾斜	「点の記」では、測量標の所在を病院と記載 現況は、「県営俵原団地」である。
7	四等三角点	菅原	鹿児島県始良郡始良町	宅地	亡失	「点の記」の要図では付近は畑となっているが、 現況は、宅地である。
8	一等水準点	2482	鹿児島県始良郡隼人町	公衆用 道路	正常	「点の記」では、周辺の目標物を「リンスランド」と記載している。しかし、既に廃業し、現状は更地

(注) 九州管区局等が対象とした測量標 113 点の現地調査結果及び当該 113 点に係る「点の記」、「三角点・多角点情報表示」、「水準点情報表示」の記載内容を調査した結果に基づき作成した。

資料 1-(2)-②

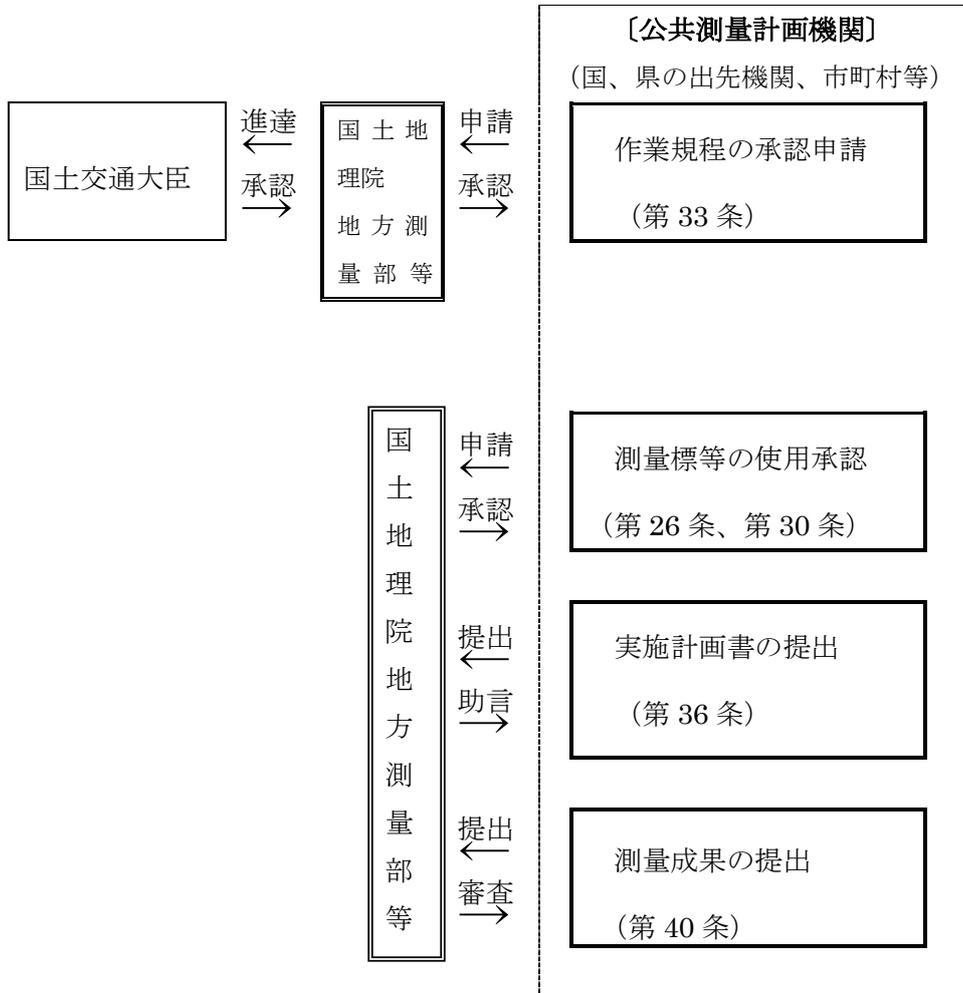
「点の記」において測量標の所在地が旧市町村名のままとなっている事例

番号	等級	名称	基準点所在地	点の記の旧市町村等名	地目等
1	三等三角点	金山	福岡市西区	福岡市城南区松山	小学校屋上
2	四等三角点	西沖	福岡県前原市大字波多江	前原町大字波多江	公民館
3	四等三角点	辺田	福岡県糸島郡志摩町小富士	志摩村小富士	県道敷き
4	四等三角点	小金丸	福岡県糸島郡志摩町小金丸	志摩村小金丸	山林
5	四等三角点	福岡女学院	福岡市南区上日佐	福岡市上日佐	高校の屋上
6	四等三角点	姪浜	福岡市西区大字姪浜	福岡市大字姪浜町	公園内山頂
7	四等三角点	夫婦石	福岡市城南区大字柏原	福岡市大字柏原	公園内山頂
8	四等三角点	宝山	福岡市早良区大字石釜	早良郡早良町大字石釜	山林
9	四等三角点	大門	福岡市早良区大字脇山	早良郡早良町大字脇山	山林
10	四等三角点	松ヶ浦	福岡県前原市末永 松ヶ浦	前原町末永 松ヶ浦	山林
11	四等三角点	瑞梅寺	福岡県前原市大字井原	前原町大字井原	山林
12	四等三角点	長野	福岡県前原市長野 山の後	前原町長野 山の後	山林
13	四等三角点	三坂	福岡県前原市大字三坂字	前原町大字三坂字	山林
14	四等三角点	並木	鹿児島県始良郡始良町	始良郡帖佐町	山林
15	四等三角点	菅原	鹿児島県始良郡始良町	始良郡帖佐町	宅地
16	一等水準点	3197	福岡市西区下山門	福岡市西区生の松原	神社の境内
17	二等水準点	4333	福岡市西区大字西脇	福岡市大字西脇	小学校校庭

(注) 九州管区局等が対象とした測量標 113 点に係る「点の記」、「三角点・多角点情報表示」、「水準点情報表示」の記載内容を調査した結果に基づき作成した。

図 1

# 公 共 測 量 の 手 続 き



資料 2 - (1)

測量計画機関別の計画書提出状況 (平成 12.4~15.9)

(単位: 件、%)

区分	所在地	測量計画機関	測量件数	公共測量 件数	計 画 書	
					提出件数	未提出件数
国の出先 機関	福岡県	農政局出先機関	4	2	2	0
		整備局出先機関	53	30	8	22
	長崎県	農政局出先機関	21	4	4	0
		整備局出先機関	9	5	5	0
	鹿児島県	農政局出先機関	18	4	0	4
		整備局出先機関	27	25	13	12
	計			132	70	32
県の出先 機関	福岡県	農政部出先機関	62	45	36	9
		土木部出先機関	40	18	9	9
	長崎県	農政部出先機関	40	4	0	4
		農政部出先機関	96	13	1	12
		土木部出先機関	48	18	1	17
	鹿児島県	土木部出先機関	107	26	1	25
		農政部出先機関	102	7	3	4
		土木部出先機関	23	2	2	0
	計			518	133	53
市	福岡県	市	2	2	2	0
		市	7	5	5	0
	長崎県	市	68	13	8	5
		市	243	41	5	36
	鹿児島県	市	92	5	3	2
	計			412	66	23
計			1,062	269 (100.0)	108 (40.1)	161 (59.9)

(注) 1 九州管区局等の調査結果に基づき作成した。

2 長崎県内の国、県の出先機関及び2市分は、平成12年4月から15年12月末までの数値である。

資料 2-(2)

測量標の使用承認申請書の提出状況

(単位：件、%)

区分	所在地	公共測量計画 機関	測量件数  A	Aのうち、測量に 測量標(国家基準 点)を使用した件 数(使用承認が必 要なもの) B	使用承認申請	
					提出件数  C (C/B)	未提出 件数  D (D/B)
国の出先 機関	長崎県	農政局出先機関	21	9	4	5
		整備局出先機関	9	5	5	0
	鹿児島県	農政局出先機関	18	5	0	5
		整備局出先機関	27	12	11	1
	計		75	31	20	11
県の出先 機関	長崎県	農政部出先機関	40	3	0	3
		農政部出先機関	96	2	1	1
		土木部出先機関	48	10	1	9
		土木部出先機関	107	4	1	3
	鹿児島県	農政部出先機関	102	11	3	8
		土木部出先機関	23	1	1	0
	計		416	31	7	24
市	長崎県	市	68	12	9	3
		市	243	13	3	10
	鹿児島県	市	92	4	3	1
	計		403	29	15	14
合計			894	91 (100.0)	42 (46.2)	49 (53.8)

(注) 1 九州管区局等の調査結果に基づき作成した。

2 長崎県内の国、県の出先機関及び2市分は、平成12年4月～15年12月末まで  
鹿児島県内の国、県の出先機関及び1市分は、平成12年4月～15年9月末までの  
数値である。

資料 2 - (3)

測量機関別の測量成果の提出状況 (平成 12.4~15.9)

(単位: 件、%)

区分	公共測量 計画機関 の所在地	公共測量計画 機関	公共測量 件数	左のうち、 計画書提 出件数	左のうち、 測量作業 終了件数	測量成果	
						提出件数 (遅延分)	未提出 件数
国の出 先機関	福岡県	農政局出先機関	2	2	2	1	1
		整備局出先機関	30	8	8	4(1)	4
	長崎県	農政局出先機関	4	4	3	0	3
		整備局出先機関	5	5	5	5	0
	鹿児島県	農政局出先機関	4	0	0	0	0
		整備局出先機関	25	13	7	7	0
	計		70	32	25	17(1)	8
県の出 先機関	福岡県	農政部出先機関	45	36	29	29	0
		土木部出先機関	18	9	9	9(3)	0
	長崎県	農政部出先機関	4	0	0	0	0
		農政部出先機関	13	1	1	0	1
		土木部出先機関	18	1	1	1	0
	鹿児島県	土木部出先機関	26	1	1	1	0
		農政部出先機関	7	3	2	2(1)	0
		土木部出先機関	2	2	2	2	0
	計		133	53	45	44(4)	1
市	福岡県	市	2	2	2	2	0
		市	5	5	5	4	1
	長崎県	市	13	8	8	7	1
		市	41	5	4	4	0
	鹿児島県	市	5	3	3	3	0
	計		66	23	22	20	2
計			269	108	92 (100)	81 (5) (88.0)	11 (12.0)

(注) 1 九州管区局等の調査結果に基づき作成した。

2 長崎県内の国、県の出先機関及び2市分は、平成12年4月から15年12月末までの数値である。

3 ( ) の遅延分は、測量終了後6か月以上経過して提出しているもので内数である。

資料 3 - (1) 九州地方測量部における測量成果の審査状況（平成 14 年度）

〔平成 14 年度全体分〕

（単位：件、％）

測量成果の審査 件数（全件）	Aのうち、受付後審査書発送 までに6か月以上を要して いるもの	Bのうち、測量成果に検定機関の「適正 である」旨の検定証明書が添付され、「審 査結果」においても必要な精度を有して いるとされ、かつ「所見」欄が特になし と記載されているもの	C
A	B (B/A)	C	(C/B)
304 (100)	78 (25.7)	25	(32.1)

（注）九州管区局の調査結果に基づき作成した。

資料 3 - (2) 九州地方測量部における測量成果の審査状況（平成 12.4～15.9）

〔調査対象機関 19 機関分〕

（単位：件、％）

区分	公共測量 計画機関 の所在地	公共測量計画 機関	測量成果の提出件数 a	左のうち、成果の審査が遅 延（受付後、審査書の送付 までに6ヶ月以上）してい るもの b (b/a)
国の出先 機関	福岡県	農政局出先機関	1	0
		整備局出先機関	4(1)	1
	長崎県	農政局出先機関	0	0
		整備局出先機関	5	5
	鹿児島県	農政局出先機関	0	0
		整備局出先機関	7	0
	計		17(1)	6
県の出先 機関	福岡県	農政部出先機関	29	10
		土木部出先機関	9(3)	6
	長崎県	農政部出先機関	0	0
		同	0	0
		土木部出先機関	1	0
	鹿児島県	同	1	1
		農政部出先機関	2(1)	1
		土木部出先機関	2	2
	計		44(4)	20
市	福岡県	市	2	0
		市	4	0
	長崎県	市	7	1
		市	4	0
	鹿児島県	市	3	3
		計		20
	計		81(5)	30(37.0)

（注）1 九州管区局等の調査結果に基づき作成した。

2 長崎県内の国、県の出先機関及び2市分は、平成 12 年 4 月から 15 年 12 月末までの数値である。

3 ( ) の遅延分は、測量終了後 6 か月以上経過して提出しているもので、内数である。

# 測 量 に 関 す る 用 語 集

九州管区行政評価局

## 測 量 に 関 す る 用 語 集

区 分	用 語	内 容	備 考
1 測量標等	(1) 測量標	<p>測量法上の名称（定義：測量法第 10 条）</p> <p>①永久標識：三角点標石、水準点標石等恒久的な標識</p> <p>②一時標識：測標及び標杭</p> <p>③仮設標識：標旗及び仮杭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの形状は、国土交通省令で定められている。</li> <li>・ 何人も、測量標を移転、き損その他の行為により、その効用を害してはならない（同法第 22 条）</li> <li>・ 同規定に違反した場合は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金（同法第 61 条）</li> </ul>	
	(2) 国家基準点	<p>国（国土地理院）が設置している測量標で、全国に約 13 万点が設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三角点：三角測量により水平位置が求められた点： <ul style="list-style-type: none"> <li>（一等、二等、三等、四等。全国に約 10 万点）</li> </ul> </li> <li>・ 水準点：水準測量により高さの与えられた点 <ul style="list-style-type: none"> <li>（基準、一等、二等、三等。全国に約 2 万点）</li> </ul> </li> <li>・ 電子基準点： GPS人工衛星からの電波を地上で連続して受信する設備。地殻変動の測定等を目的に設置（全国で 1,200 点）。測量の基準点としても利用。学校敷地等に設置。</li> </ul>	別紙 1
	(3) 測量標の種類	<p>測量標を材質から区分すると 2 種類。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標 石：石材を使用（三角点は、通常標石）</li> <li>・ 金属標：金属板を使用（道路水準点は、金属標が主）</li> </ul>	
	(4) 点の記	<p>測量標の戸籍ともいべきもの、国土地理院がインターネットのホームページで情報公開。</p> <p>なお、国土地理院では、「点の記」とともに、「三角点・多角点情報表示」等もあわせて情報公開。</p>	別紙 2 －①、②
	(5) 公共基準点	<p>国家基準点に対して、公共測量機関（国の出先機関、地方公共団体等）が公共測量により設置した基準点をいう。</p> <p>九州地方測量部では、現在インターネットのホームページで公共基準点を情報公開すべく準備中。</p>	

区 分	用 語	内 容	備 考
2 測量の種類	(1) 基本測量	すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院(測量部)が行うもの。測量部では基準点測量、同維持管理を実施。(土地の測量で地図の調整、測量用写真の撮影を含む。)	
	(2) 公共測量	基本測量以外の測量で、国又は公共団体が費用を負担、若しくは補助して行う測量。広範囲にわたる測量かつ高い精度を必要とする測量 公共測量機関(国の出先機関、県、市町村等)が公共測量を実施する場合は、①目的、地域、期間、精度及び方法等を記載した「実施計画書」、②「測量成果」等を測量部に提出の義務。 公共測量の目的は、土地改良事業、道路管理、河川管理、区画整理、地籍調査等。 (国土地理院は実施計画に対する技術的な助言、測量成果の審査等を実施)	
	(3) その他測量	局地的な測量又は高い精度を必要としない測量	
3 測量の方法	(1) 三角測量	三角形の1辺と、この辺の両端に位置する内角が判れば他の2辺の長さが計算により求められるという原理に基づいた測量。明治時代に始まった昔ながらの測量。	
	(2) TS測量 (トータルステーション測量)	距離と角度を1台の機器で行う測量方法(空間の位置を確定する水平角、鉛直角、斜距離を同時に読み取り、外部コンピュータの利用で大量に計算値を処理することができることから測量作業の中心となっている。)	
	(3) GPS測量	GPS人工衛星からの電波を利用して行う測量で天候等に左右されない(測量する2点の見通しがなくても可能)、精度が高く、「世界測地系」のデータが得られるなどの特徴。基本測量のほか、公共測量でも実施。	

(注) 国土地理院の資料等に基づき作成。